

調査結果の概要

第1章 訴訟の係属状況

1. 係争中の都市数及び事件数

平成14年3月31日現在で訴訟事件（調停事件等を除く。）を抱えている都市は、全国695市（23特別区を含む）のうち375市（前年度比16市減）で、全体の54.0%の都市が何らかの訴訟事件を抱えている。

これを事件別にみると、行政事件を抱えている都市は230市（前年度比8市減）で、全都市の33.1%となっている。また、民事事件を抱えている都市は304市（同17市減）で、全都市の43.7%となっている。事件総数は、調査開始以来最高の2,301件であり内訳は表1のとおりである。

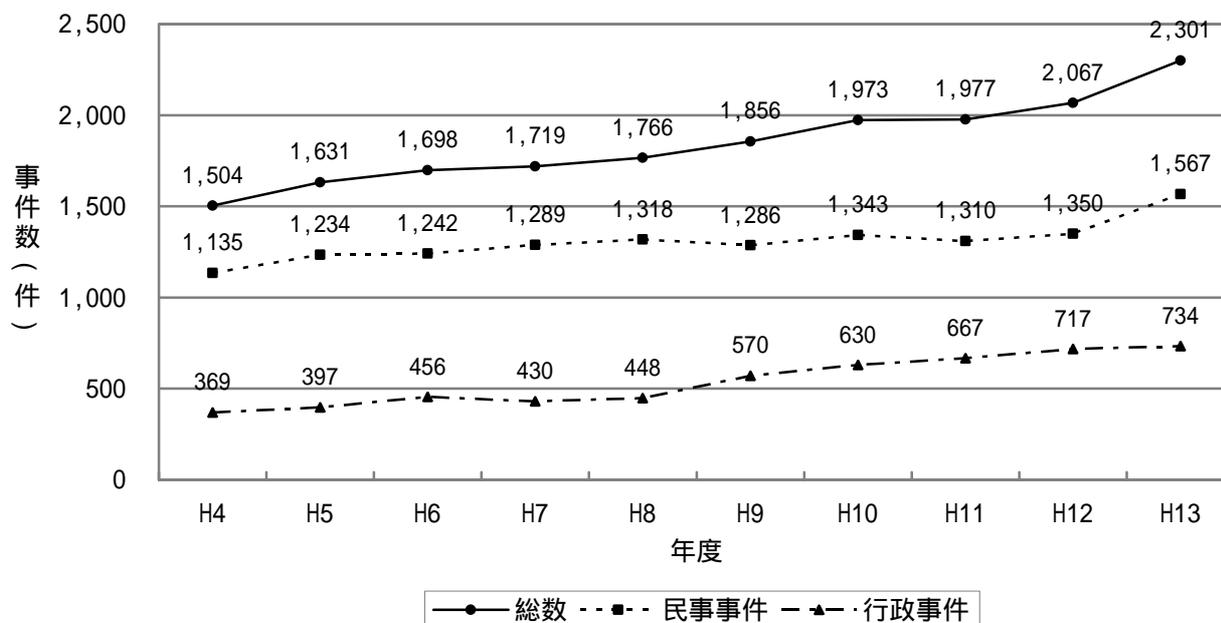
表1 平成13年度の各都市の抱える訴訟事件数

事件種別	全事件数	該当1市平均	全国695市平均
行政事件	734件(17)	3.2件(0.2)	1.1件(0.1)
住民訴訟(内数)	330件(2)	2.4件(0)	0.5件(0)
民事事件	1,567件(217)	5.2件(1.0)	2.3件(0.4)
合計	2,301件(234)	6.1件(0.8)	3.3件(0.3)

()は対前年度増減を示す

(1) 事件数の推移

過去10年間の事件数の推移は第1図のとおりである。



第1図 過去10年間の事件数の推移 (H12以降は東京23特別区を含む)

(2) 人口段階別の都市数及び事件数の状況

都市の総数に占める係争中の都市数の比率は、全体としては54.0%(前年度比2.4%減)であり、人口段階別にみると、人口段階の上位ほど係争中の都市の比率が高く、人口25万人以上の都市では8割以上の都市が訴訟事件を抱えている。

また、該当市1市当たりの事件数も人口段階の上位ほど多くなっており、政令指定都市等(さいたま市を含む。以下同様。)の1市平均事件数は65.3件であり、人口100万人当たりの事件数も35.1件と他の人口段階と比べて高い数値を示している。なお、都市別事件数上位10市のうち7市が政令指定都市である。

(資料第1表、第2表参照)

(3) ブロック別及び都道府県別の都市数及び事件数の状況

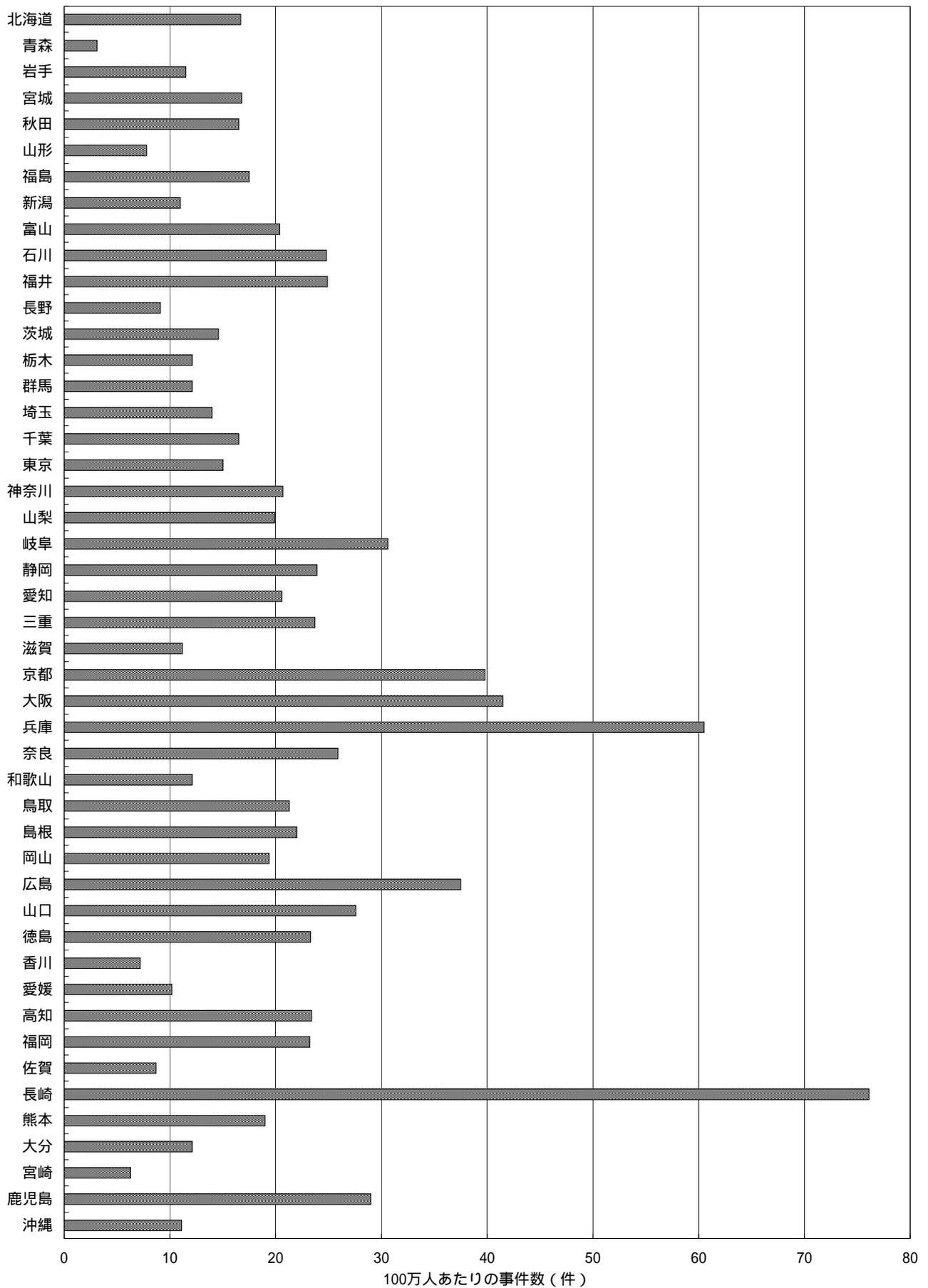
係争中の都市数の全都市数に対する比率は54.0%であり、ブロック別にみると、前年と同様で近畿の73.9%が最も高く、次いで関東の61.7%、中国の61.2%、東海の57.0%の順で全国平均を上回っており、また、北信越の36.1%が最も低く、次いで四国36.7%、東北39.7%、北海道41.2%、九州43.6%の順となっている。訴訟を抱えている市の割合の高い都道府県と低い都道府県の状況は、表2のとおりである。

表2 訴訟を抱えている市の割合(都道府県別)

割合が高い都道府県		割合が低い都道府県	
兵庫県	90.9%	佐賀県	14.3%
島根県	87.5%	愛媛県	16.7%
大阪府	84.8%	香川県	20.0%

次に、係争中の事件数を人口100万人当たりで見ると、全国平均は23.0件となっている。ブロック別では、近畿43.0件、中国28.6件、九州24.3件、東海23.0件が全国平均以上となっており、前年度同様、近畿が最も多くなっている。また、東北の12.8件が最も少なく、以下四国14.5件、北信越15.6件、関東16.2件、北海道16.7件となっている。これを都道府県別にみると第2図のとおりである。

(資料第3表、第4表参照)



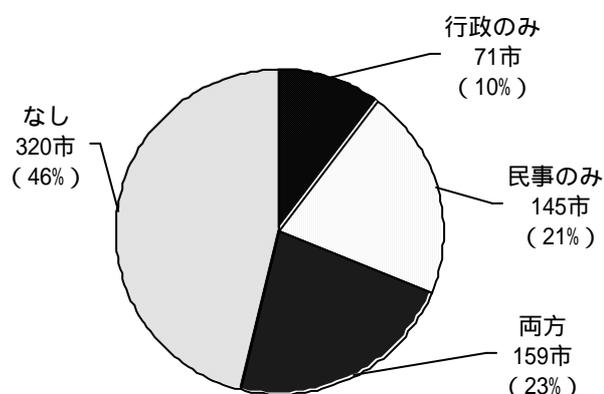
第2図 市が抱えている訴訟の人口100万人あたりの事件数(都道府県別)

(4) 事件別の都市数の状況

係属中の事件を抱えている都市（375市）のうち、行政事件を抱えている都市が230市、民事事件を抱えている都市が304市となっているが、このうち、それぞれの抱えている事件別の都市数をみると第3図のとおりとなっている。

全都市並びに該当市に対する割合をみると、全都市に対する割合は、行政・民事の両事件を抱えている都市の割合が高く、全都市の約4分の1となっている。

また、何らかの事件を抱えている都市では、42.4%が行政・民事の両事件を、38.7%が民事事件のみを抱えている。なお、民事事件を抱えている都市の約5割が民事事件のみを抱えている。



第3図 各都市の抱える訴訟事件の状況

これを人口段階別にみると、政令指定都市等では、13市中11市が行政・民事の両事件を抱えており、人口50万人以上100万人未満の都市でも、16市中11市で行政・民事の両事件を抱えている。このように人口の多い都市ほど行政・民事の両事件を抱えている割合が高くなっている。

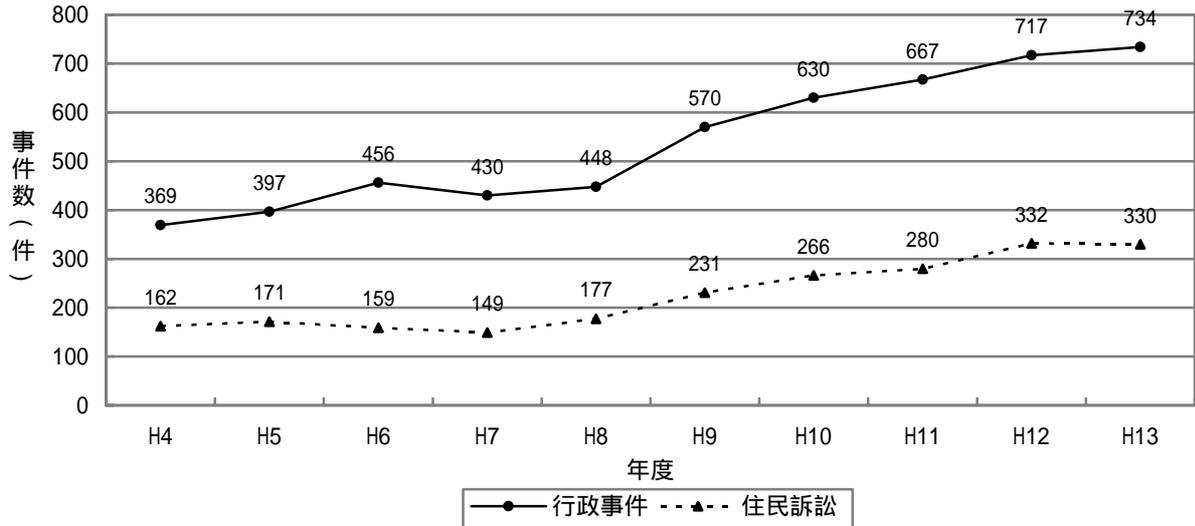
何らかの事件を抱えている都市のうち、行政・民事の両事件を抱えている割合の最も高いのは、近畿の58.8%で、次いで関東の46.2%となっている。行政事件のみを抱えている割合が最も高いのは、九州の26.8%、次いで北海道21.4%となっており、民事事件のみを抱えている割合の最も高いのは、東北の64.0%、次いで北信越63.6%となっている。
(資料第5表、第6表参照)

(5) 住民訴訟の状況（地方自治法第242条の2第1項）

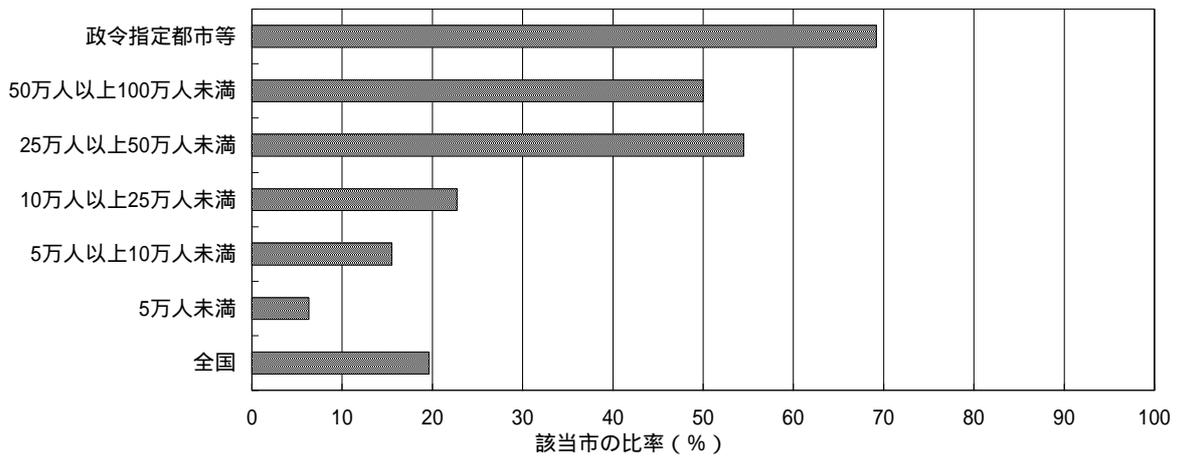
行政事件のうち、住民訴訟を抱えている都市は、136市（前年度比2市減）で、全都市の19.6%となっており、行政事件を抱えている都市（230市）では、59.1%が住民訴訟を抱えている。

住民訴訟事件数は330件（前年度比2件減）であり、行政事件全体（734件）の45.0%を占める。

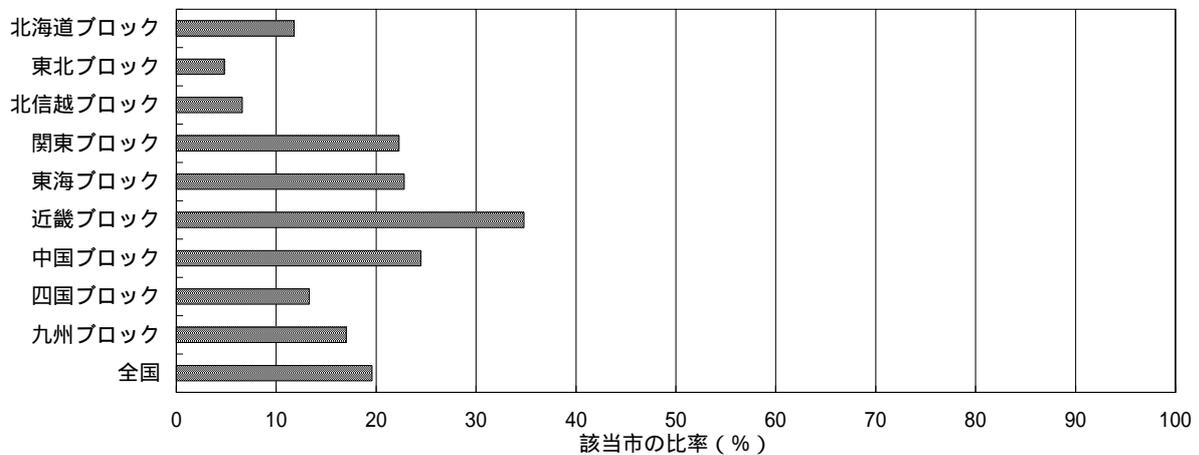
過去10年間の事件数の推移は第4図のとおりであり、住民訴訟は近年増加傾向にある。また、住民訴訟事件について、人口段階別及びブロック別の状況はそれぞれ第5図、第6図のとおりである。



第4図 過去10年間の行政事件・住民訴訟の事件数の推移(平成12年以降は東京23特別区を含む)



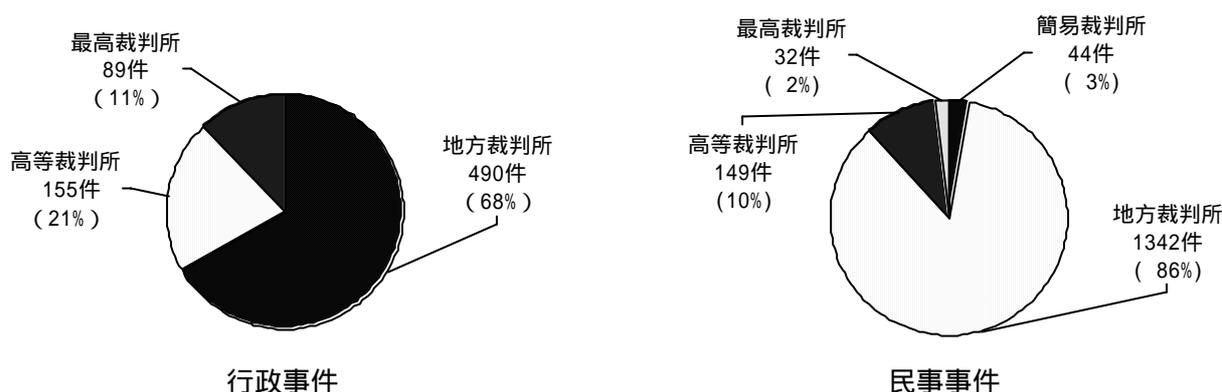
第5図 人口段階別の全都市に対する係争中の都市の状況



第6図 ブロック別の全都市に対する係争中の都市の状況

(6) 係属裁判所の状況

各事件別の係属裁判所の状況は、第7図のとおりである。



第7図 各市の抱える訴訟の係属裁判所の状況

前年度と比較すると、民事事件の地方裁判所の169件増、高等裁判所の32件増が目立つところであり、その他は0～12件の増加となっている。

(資料第7表、第8表参照)

第2章 新たに提起された訴訟事件

1. 新たに提起された都市数及び事件数

平成13年度中に新たな訴訟事件を抱えた都市は、全国695市のうち302市で、該当1市当たりの事件数は9.8件となっている。新たに提起された事件数の内訳については、表3のとおりである。

表3 平成13年度の各都市の新たに提起された訴訟事件数

	全事件数	該当1市平均	全国695市平均
行政事件	340件(10)	2.3(0.1)	0.5(0)
住民訴訟(内数)	127件(19)	1.6(0.4)	0.2(0)
民事事件	2,609件(625)	10.8(1.8)	3.8(0.9)
合計	2,949件(615)	9.8(1.5)	4.2(0.8)

()は対前年度増減を示す

(1) 人口段階別の都市数及び事件数の状況

新たな訴訟事件を抱えた都市の比率は、前年度同様人口段階が上位の都市ほど高く、政令指定都市等及び人口50万人以上100万人未満の都市においては、8割以上の都市が抱えている。

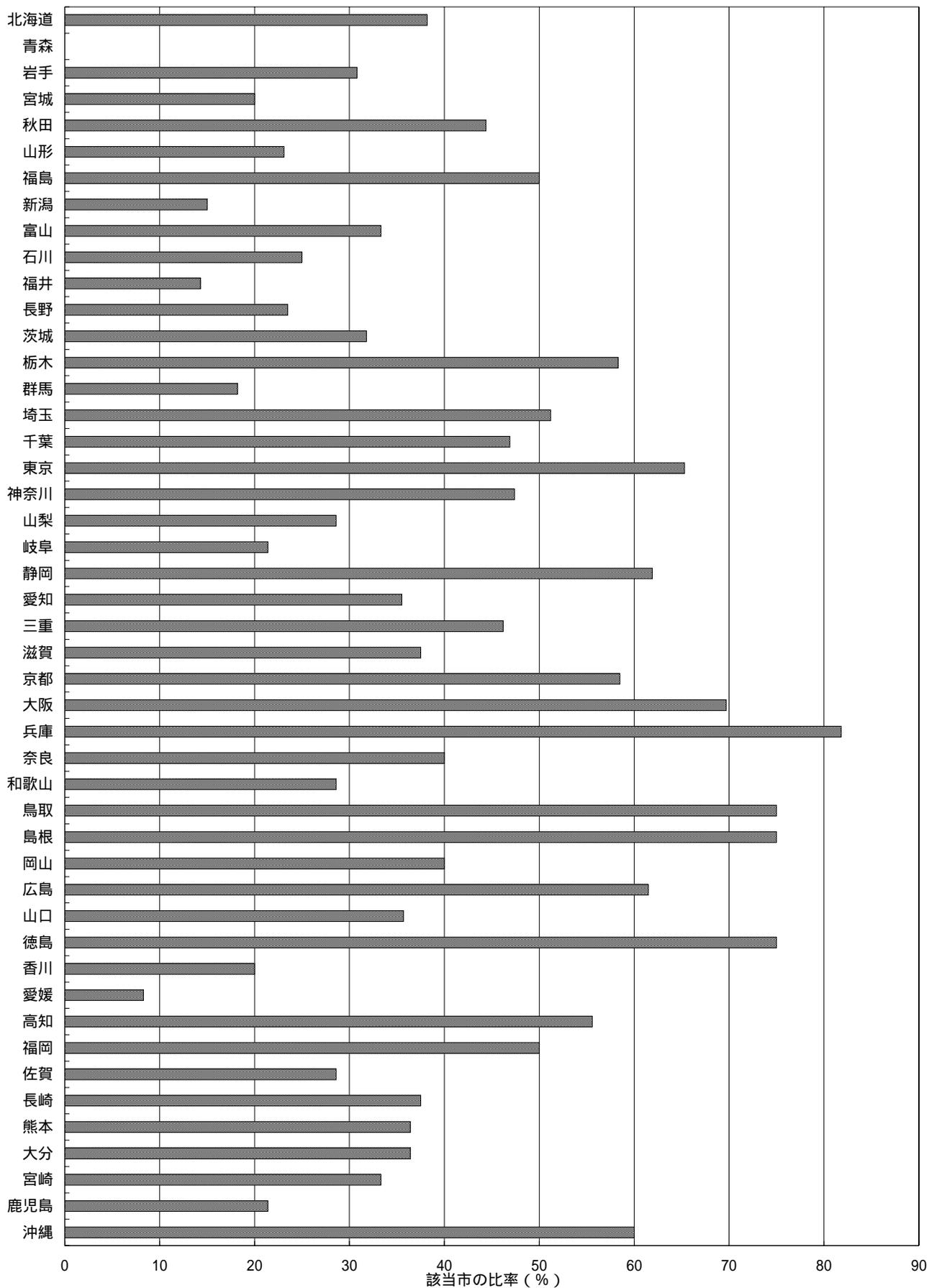
また、新たに提起された事件数については表4のとおりであり、該当1市あたりの事件数、人口100万人あたりの事件数ともに、政令指定都市等が圧倒的に多く、前年度同様人口段階が上位の都市ほど多くなっている。(資料第9表参照)

表4 人口段階別事件数

人口段階	事件数	該当1市あたり	人口100万あたり
政令指定都市等	1,084件	98.5件	52.9件
50万人以上100万人未満	403件	26.9件	41.0件
25万人以上50万人未満	456件	8.8件	19.6件
10万人以上25万人未満	668件	7.3件	29.2件
5万人以上10万人未満	246件	2.8件	15.6件
5万人未満	92件	2.0件	12.0件
全国	2,949件	9.8件	29.5件

(2) ブロック別及び都道府県別の都市数及び事件数の状況

新たな訴訟事件を抱えた都市の比率をブロック別にみると、近畿の62.0%が最も高く、次いで中国の53.1%となっている。一方比率が低いのは、北信越の21.3%であり、全国平均は43.5%であった。これを都道府県別にまとめると第8図のとおりである。



第8図 新たな訴訟事件を抱えた都市の比率（都道府県別）

次にブロック別の事件数をみると、前年度と同様に近畿が最も多く、1,291件と全国の43.8%を占めており、これに次いで中国418件(14.2%)、関東363件(12.3%)となっている。新たに市が抱えた訴訟事件が多い都道府県と少ない都道府県の状況は、表5のとおりである。大阪府、兵庫県、広島県が前年度同様に上位を占めており、この3府県で全国の49.0%を占めている。

表5 新たに市が抱えた訴訟事件数(都道府県別)

多い都道府県		少ない都道府県	
大阪府	668件	青森県	0件
兵庫県	450件	福井県	2件
広島県	326件	山梨県	2件
		香川県	2件

訴訟提起件数の対前年度件数をブロック別にみると、近畿(345件増)、中国(283件増)をはじめ、九州以外のブロックにおいて増加している。事件数増増加の大きい都道府県と減少の大きい都道府県の状況は、表6のとおりである。

表6 新たに市が抱えた訴訟事件数の平成12年度との比較(都道府県別)

増えた都道府県		減少した都道府県	
広島県	283件増	福岡県	168件減
大阪府	264件増	熊本県	83件減
兵庫県	69件増	栃木県	33件減

また、新たな訴訟事件を抱えた都市の該当市1市当たりの事件数をブロック別にみると、近畿(22.6件)、中国(16.1件)が多く、他のブロックはすべて全国平均(9.8件)以下である。これを前年度と比較すると、九州(6.2件減)が減少しているが、その他のブロックでは増加又は前年並みである。この事件数の多い都道府県と少ない都道府県の状況は、表7のとおりである。

表7 新たに市が抱えた訴訟の該当1市あたりの事件数(都道府県別)

多い都道府県		少ない都道府県	
広島県	40.8件	青森県	0件
大阪府	29.0件	山梨県	1.0件
兵庫県	25.0件	島根県	1.0件

(資料第10表、第11表参照)

2. 新たに提起された事件の事件類型別概要

(1) 行政事件の事件類型別概要

新たに提起された行政事件の事件総数は340件である。事件類型別にみると建設

行政関係が70件と最も多く、次いで租税関係50件となっている。

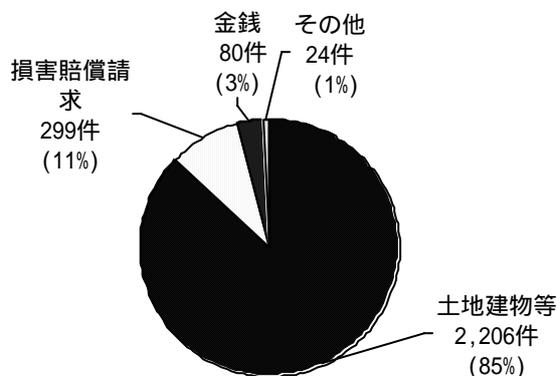
ブロック別にみると、関東が105件で最も多く、次いで近畿の86件となり、この2ブロックで、新たに提起された行政事件全体の56.2%を占めており、最も少ないブロックは、北海道の4件となっている。

また、住民訴訟事件は、事件総数が127件で、これを事件類型別にみると、建設行政関係が27件と最も多く、次いで職員関係が9件となっている。これをブロック別にみると、行政事件全体と同様で近畿の46件が最も多く、次いで関東の34件となっている。(資料第13表参照)

(2) 民事事件の事件類型別概要

新たに提起された民事事件の事件総数は2,609件である。これを類型別にみると、第9図のとおりである。

土地・建物等に関する事件では、市営住宅明渡等請求事件が1,254件と圧倒的に多く、土地・建物等に関する事件の56.8%を占め、新たに提起された民事事件全体でも48.1%を占めている。次いで、土地・建物等の明渡請求事件856件、境界及び所有権確認等請求事件40件、登記手続等請求事件27件と続き、これらの4請求事件で土地・建物等に関する事件の98.7%を占めている。



第9図 民事事件の事件類型別事件数

損害賠償請求事件では、医療に関する事件が77件と最も多く、次いで学校・教育に関する事件が41件、施設等の管理瑕疵に関する事件が33件となっている。

金銭に関する事件では、税料金等請求事件の34件が最も多く、次いで補償金・損害金等請求事件が16件となっている。

次に、新たに提起された民事事件数をブロック別にみると、近畿が1,205件と圧倒的に多く、新たに提起された民事事件全体の46.2%を占め、そのうち市営住宅明渡等請求事件が562件と近畿全体の46.6%を占めている。中国が402件でそれに次ぐが、ここでは市営住宅明渡等請求事件が340件と中国全体の84.6%を占めた。

一方、新たに提起された民事事件が少ないブロックは四国の43件、次いで北海道の70件となっている。(資料第15表参照)

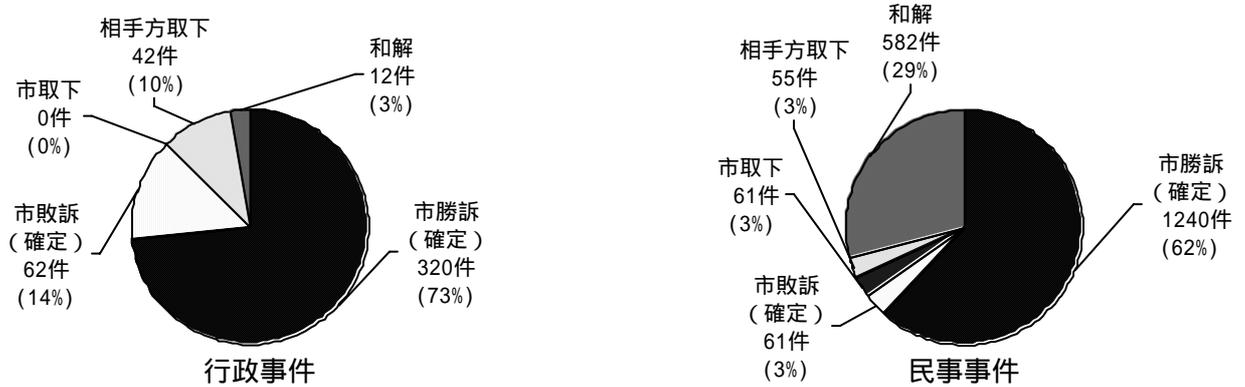
第3章 平成13年度中に判決等があった訴訟事件

1. 判決等の状況

平成13年度中に判決、和解、取下があった事件数は、行政事件436件(前年度比27件減)、民事事件1,999件(同183件増)となっている。

そのうち、平成 13 年度中に新たに提起された事件(行政事件 340 件、民事事件 2,609 件)で、同年度中に判決等があった事件(行政事件 87 件、民事事件 1,228 件)の割合は行政事件 25.6%、民事事件 47.1%であった。特に、平成 13 年度中に新たに提起された土地・建物等に関する事件 2,206 件(第 14、15 表参照)についてみると、1,140 件(51.7%)で同年中に判決等(第 18、19、20 表参照)があり、これを除いた民事事件の判決等の割合(21.8%)と比較すると高率となっている。

次に判決等の内容をみると、第 10 図のとおりである。

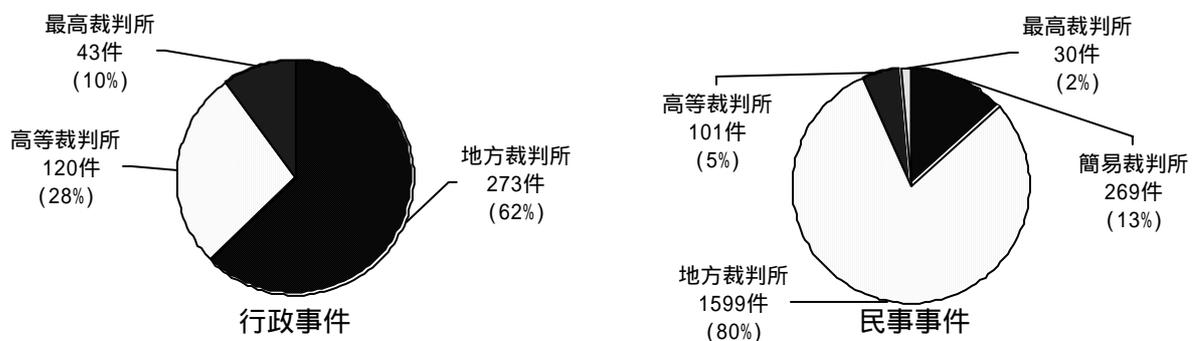


第 10 図 判決等の内容

行政事件では総判決等件数 436 件のうち、市勝訴等件数(市勝訴または市勝訴確定の件数。以下、同様。)は、320 件であり、市勝訴率(全判決等(取下、和解を含む。)件数に占める勝訴等の割合。以下、同様。)は 73.4%となっており、前年度より 1.5%増加している。また、市敗訴及び市敗訴確定の件数(以下、市敗訴等件数という。)の割合(以下、市敗訴率という。)は 14.2%となっており、前年度より 0.4%増加している。なお、相手方が取り下げた事件が 9.6%あり、これを市の主張に沿った結果と考えれば、83.0%(前年度比 1.8%減)が市の主張に沿った結果になったといえよう。

一方、民事事件では総件数 1,999 件に対し、市勝訴率は 62.0%(前年度比 6.1%減)となっており、また、市敗訴率は 3.1%(同 0.1%減)となっている。なお、民事事件については、その性格から和解が 582 件で全判決の 29.1%を占めている。

次に、判決等があった件数を裁判所別にみると第 11 図のとおりである。



第 11 図 裁判所別の判決等の件数

(第 16 表、第 17 表参照)

2. 事件類型別にみる判決等の状況

(1) 行政事件

行政事件の中の市勝訴等件数は 320 件で、そのうち建設関係が 71 件と最も多く、次いで、租税関係 70 件となっている。また、それぞれの事件類型別の市勝訴率は、表 8 のとおりである。

表 8 行政事件の事件類型別の市勝訴率

建設行政関係	79.8%	(3.2%)
租税関係	82.4%	(5.5%)
職員関係	64.7%	(3.7%)
環境衛生行政関係	63.2%	(8.2%)
厚生福祉行政関係	81.5%	(13.5%)
教育行政関係	89.2%	(22.6%)
商工・農業行政関係	84.0%	(0.2%)

() は対前年度増減を示す

なお、市敗訴等件数は 62 件で、行政事件全体の判決等の件数 436 件に対する割合は、14.2%となっており、主なものは租税関係の 9 件となっている。

また、判決等があった裁判所についてみると、最高裁判所で決着がついた事件が最も多いのは租税関係の 23 件であり、それぞれの事件類型別で最高裁判所で決着がついた事件数の割合が高いのも、租税関係で 27.1%となっている。

住民訴訟については、平成 13 年度中に 148 件の判決等があったが、市勝訴等事件は 117 件で、市勝訴率は 79.1% (前年度比 10.8%増) であり、行政事件全体の市勝訴率 (73.4%) を 5.7 ポイント上回っている。また、市敗訴等事件は 16 件となっており、市敗訴率は 10.8% (前年度比 5.6%減) となっている。なお、相手方が取り下げた事件が 13 件 (8.8%) あり、これを市の主張に沿った結果と考えると、87.8%が市の主張に沿った結果となったといえよう。(資料第 21 表参照)

(2) 民事事件

損害賠償請求事件

平成 13 年度中における判決等の件数は 303 件 (前年度比 14 件増) であり、また、平成 13 年度中に新たに提起された事件 299 件に対して同年度中に判決等があった事件 43 件の割合は、14.4% (同 0.7%減) となっている。判決等の内容についてみると、市勝訴等件数は 170 件で、市勝訴率は 56.1% (同 6.1%減) である。

また、市敗訴等事件数は 48 件で、市敗訴率は 15.8% (同 1.7%増) となっている。

それぞれの事件類型別での市勝訴等件数が多いのは、医療に関する事件 38 件、学校・教育に関する事件 19 件、施設等の管理瑕疵に関する事件 13 件であり、市勝訴率が高いのは、建設等工事に関する事件 73.3%、許可・認可・決定に関する事件 66.7% となっている。また、市敗訴等件数が多いのは、確認・公証・受理に関する事件が

15 件、医療に関する事件 9 件であり、市敗訴率が高いのは、確認・公証・受理に関する事件 71.4%、施設等の管理瑕疵に関する事件 23.3% である。

なお、取下については、相手方の取下が 24 件あり、医療に関する事件 6 件が最も多い。

また、和解は 61 件（20.1%）であり、件数が多いのは医療 17 件、学校・教育に関する事件 9 件、施設等の管理瑕疵に関する事件 8 件であり、和解率が高いのは、土地の売買に関する事件 40.0%、交通事故に関する事件 30.8%となっている。

判決等があった裁判所の状況を見ると、地方裁判所が 213 件（前年度比 35 件増）で最も多く、全体の 70.3%を占めており、次いで高等裁判所 53 件（同 13 件減）、最高裁判所 24 件（同 9 件減）、簡易裁判所 13 件（同 1 件増）の順となっている。

（資料第 18 表、第 22 表参照）

土地・建物等に関する事件

平成 13 年度中における判決等の件数は 1,611 件（前年度比 212 件増）で、民事事件全体に対する割合は 80.6%となっている。

近年の顕著な傾向でもあるが、平成 13 年度も市営住宅明渡等請求事件が 724 件と、土地・建物等に関する事件の中で 44.9%と高い割合を占めている。

平成 13 年度中に新たに提起された事件（2,609 件）に対して同年度中に判決等があった事件（1,140 件）の割合は 43.7%であり、前年度より 19.0 ポイント減少している。なお、新たに提起された市営住宅明渡等請求事件（1,254 件）のうち同年度中に判決等があった事件（557 件）の割合は 44.4%である。

また、判決等の内容についてみると、市勝訴等件数、市勝訴率はそれぞれ 1,019 件（前年度比 11 件減）、63.3%（同 10.3%減）となっている。これから市営住宅明渡等請求事件を除くと、それぞれ 509 件（同 352 件増）、57.4%（同 8.8%減）となる。なお、市敗訴等件数、市敗訴率はそれぞれ 10 件（同 1 件減）、0.6%（同 0.1%減）である。

市勝訴等件数は市営住宅明渡等請求事件の 510 件、土地・建物等の明渡請求事件 468 件が際立って多い。市勝訴率をみると、対象事件が 2 件の工事及び売買等の差止め事件（勝訴率 100%）を除くと、市営住宅明渡等請求事件 70.4%が最も高く、次いで土地・建物等の明渡請求事件 59.2%となっている。

一方、市敗訴等件数は、登記手続等請求事件、境界及び所有権確認等請求事件が 3 件であり、敗訴率はそれぞれ 15.0%、6.8%となっている。

また、取下については、市の取下 57 件（前年度比 27 件増）、相手方の取下 24 件（同 1 件増）となっており、和解は 501 件（同 196 件増）となっている。事件種別にみると市の取下は、土地・建物等の明渡請求事件が 35 件、市営住宅明渡等請求事件が 21 件であり、相手方の取下は、境界及び所有権確認等請求事件の 12 件、登記手続等請求事件の 7 件が主なものである。

和解についても土地・建物等の明渡請求事件が 284 件、市営住宅明渡等請求事件が 193 件であり、あわせて 95.2%を占めている。

次に、判決等があった裁判所についてみると、地方裁判所が1,342件で最も多く、全体の83.3%を占めており、次いで簡易裁判所223件、高等裁判所41件、最高裁判所5件となっている。

最高裁判所で決着がついた5件の内訳は、境界及び所有権確認等請求事件が3件、市営住宅明渡等請求事件及び土地・建物等明渡請求事件それぞれ1件となっている。

(資料第19表、第23表参照)

金銭に関する事件

平成13年度中における判決等の件数は64件であり、また、平成13年度中に新たに提起された事件80件に対する同年度中に判決等があった事件39件の割合は48.8%で、前年度(17.6%)より31.2%増加している。

判決等の内容をみると、市勝訴等事件は35件で、市勝訴率は54.7%(前年度比42.1%増)である一方、市敗訴等件数は2件であり、敗訴率は3.1%(同1.7%減)であった。

なお、取下については、市の取下、相手方の取下ともには4件となっており、和解については19件(同47件減)で、和解率は29.7%となっている。

また、和解の最も多いのは、税・料金等請求事件の7件となっている。

判決等があった裁判所については、簡易裁判所33件で最も多く、全体の51.6%を占めており、次いで地方裁判所が27件、高等裁判所3件、最高裁判所1件となっている。

(資料第20表、第24表参照)

3. 訴訟係属期間の状況

訴訟が提起されて、判決が確定(取下、和解を含む。)するまでの期間について、各裁判所で確定した事件の平均係属期間は、表9のとおりである。各裁判所の係属期間で、最も長かったのは民事事件の高等裁判所の43.9ヶ月となっており、これは、民事事件の地方裁判所の6.8ヶ月の6.5倍となっている。

(資料第25表、第26表参照)

表9 各裁判所で確定した事件の平均係属期間

	行政事件	住民訴訟	民事事件
簡易裁判所	-	-	2.6ヶ月(1.2)
地方裁判所	22.1ヶ月(2.1)	24.5ヶ月(4.1)	6.8ヶ月(3.6)
高等裁判所	30.5ヶ月(5.2)	28.6ヶ月(1.2)	43.9ヶ月(1.0)
最高裁判所	28.4ヶ月(5.3)	41.5ヶ月(5.6)	43.4ヶ月(3.3)
全体	25.0ヶ月(1.1)	27.0ヶ月(2.0)	8.6ヶ月(4.6)

()は前年度増減を示す

第4章 地方自治法第242条の2第1項第4号住民訴訟の状況

1. 係争中の都市数及び事件数

(1) 人口段階別の都市数及び事件数の状況

地方自治法第 242 条の 2 第 1 項第 4 号の住民訴訟(以下「4号住民訴訟」という。)について、平成 14 年 3 月 31 日現在で係争中の都市数は前年度と変わらず 115 市であり、事件数は 256 件(前年度比 23 件増)となっている。

各人口段階の都市数に占める係争中の都市数の比率は、人口規模の大きな都市で高く、政令指定都市等 69.2%、人口 50 万人以上 100 万人未満の都市 50.0%となっている一方で、人口 5 万人未満の都市では 5.8%となっている。

該当市 1 市平均事件数は、全国平均で 2.2 件(前年比 0.2 件増)となっているが、この平均を上回るのは政令指定都市等の 3.2 件、人口 50 万人以上 100 万人未満の都市の 2.4 件、それ以外はすべて平均以下となっている。(資料第 27 表参照)

(2) ブロック別の都市数及び事件数の状況

係争中の都市数の比率は、全国で 16.5%となっており、最も高いブロックは、近畿 28.3%であり、次いで東海の 20.3%、関東の 19.7%となっている。

また、該当市 1 市平均事件数は、東北、近畿が 3.0 件で最も多く、次いで北信越、東海の 2.3 件となっている。

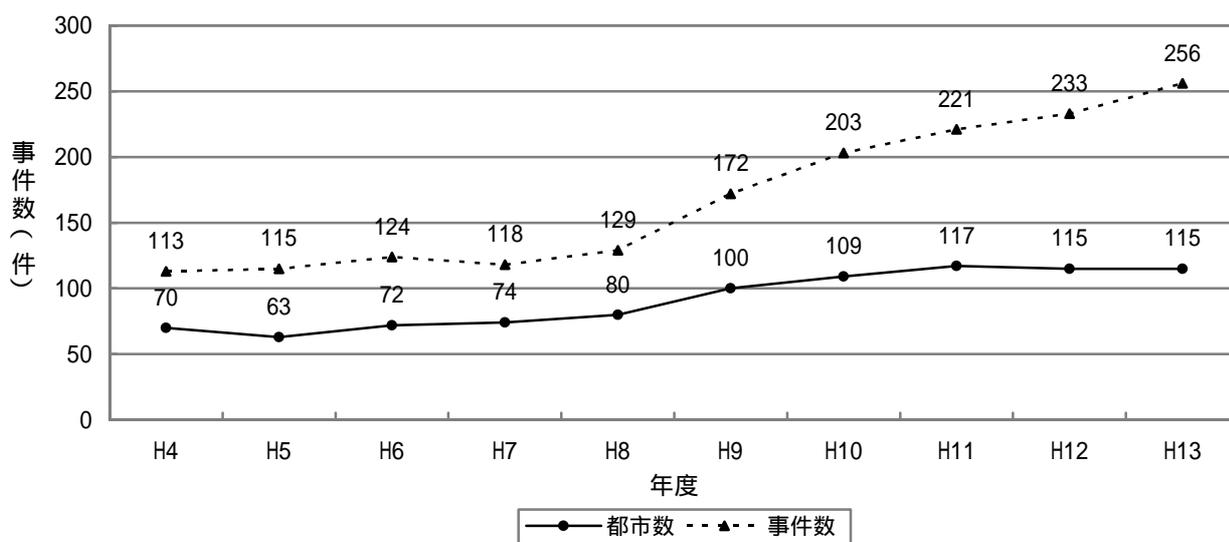
人口 100 万人当たりの事件数では、全国平均 2.6 件に対して、近畿の 4.4 件が最も多く、次いで東海 3.1 件、中国 2.4 件となっている。(資料第 28 表参照)

(3) 過去 10 年間の推移

過去 10 年間の 4 号住民訴訟の事件数及び都市数の推移は、第 12 図のとおりである。

係争事件全体の傾向は、第 1 図で示したように、行政事件は増加傾向を示しており、第 4 図で示したように、住民訴訟事件でも増加傾向を示している。4 号住民訴訟事件においても同様に増加傾向を示している。

また、住民訴訟は 1 号から 4 号までであるが、平成 13 年度の住民訴訟事件(330 件)の 77.6%が 4 号住民訴訟となっている。



第 12 図 過去 10 年間の 4 号住民訴訟係属都市・事件数の推移 (H12 以降は東京 23 特別区を含む)

2. 新たな4号住民訴訟事件を抱えた都市数及び事件数

新たな4号住民訴訟事件を抱えた都市は、55市で都市の比率は、全都市の7.9%となっており、前年度(8.4%)より0.5%減少している。

事件数は、87件で該当市1市平均事件数では、全国平均が1.6件となっており、前年度より0.1件減少している。また、人口100万人当たりの事件数では、0.9件となっており、前年度と同件数である。(資料第29表、第30表参照)

(1) 人口段階別の都市数及び事件数の状況

人口段階別に都市数及び事件数をみると、まず、新たに4号住民訴訟の事件を抱えた都市の比率は、政令指定都市等の30.8%が最も高く、次いで人口25万人以上50万人未満の都市の21.2%となっている。

また、人口100万人当たりの事件数をみると、人口5万人以上10万人未満の都市の1.7件が最も多くなっている。

(2) ブロック別の都市数及び事件数の状況

各ブロック別に都市数及び事件数をみると、該当市の比率が最も高いブロックは、近畿の18.5%で、次いで関東の9.3%となっている。該当市1市平均事件数では、東北の2.7件が最も多く、次いで近畿の2.1件となっており、この2ブロックが全国平均(1.6件)を上回っている。

人口100万人当たりの事件数は、近畿の2.0件が最も多く、次が東北の1.3件であり、その他のブロックではいずれも1件以下である。

(3) 事件類型別の事件数の状況

新たに提起された住民訴訟127件(第12、13表参照)のうち87件が4号住民訴訟であり、住民訴訟の68.5%を占めている。

その主な内訳は、建設行政関係15件、職員関係8件となっている。

(資料第31表、第32表)

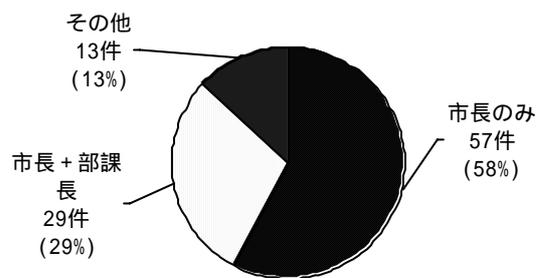
3. 平成13年度における判決等の状況

平成13年度中に新たに提起された事件(87件)に対する同年度中に判決等があった事件は11件、12.7%となっている。

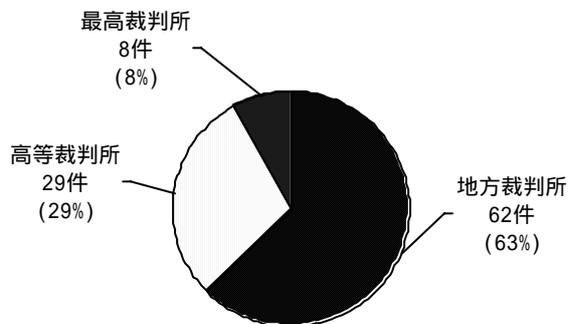
平成13年度中に判決等のあった事件99件に対し、市勝訴等件数及び市勝訴率は85件、85.9%となっており、行政事件全体の勝訴率(73.4%)よりも12.5ポイント高くなっている。これを事件別にみると、環境衛生行政(7件)教育関係(4件)で100%、建設行政関係(20件)で83.3%、職員関係(11件)で78.6%となっている。

なお、相手方が取り下げた事件が6件、6.1%あり、これを市の主張に沿った結果と考えると、91.9%が市の主張に沿った結果となっている。これは、前年度(89.7%)よりも2.2%高くなっている。

次に、裁判所別の判決等があった件数、訴訟当事者別にみると第13図、第14図のとおりである。訴訟当事者別では、市長のみが訴訟当事者となっている事件が57.6%を占める。



第13図 訴訟の当事者の状況



第14図 判決のあった裁判所の状況

(資料第33表、第34表参照)